

第46回全国育樹祭茨城県実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、第46回全国育樹祭茨城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 実行委員会は、第46回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 育樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (3) その他育樹祭の開催に必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）を構成員として組織する。

- 2 会長、副会長、委員及び監事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 前号の規定にかかわらず、会長は、特に必要と認めた者を委員に充てることができる。
- 4 副会長のうち1名を、第11条に規定する事務局の事務に充てる（事務取扱）。

(職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査を行う。

(任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は、会長が必要と認めた場合を除き支給しないものとする。

2 前項の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、茨城県の財務に関する諸規定に準じて支給することとする。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、会長又は副会長がその議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃に関すること
- (2) 育樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) その他育樹祭の開催に関し重要な事項に関すること

3 総会は、委員等の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

4 総会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

7 会長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 会長は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する部会長、副会長と部会長が指名する部会員をもって組織する。

3 専門部会で決議した事項については、会長の承認を得ることにより、総会への報告事項とすることができる。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないとき、又は簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を茨城県農林水産部林政課全国育樹祭推進室内に置く。

- 2 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第15条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、茨城県に帰属するものとする。

第8章 補足

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。
- 2 実行委員会の設立初年度の会計年度は、第14条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。

別表第1（第4条関係）

役 職	団体名・職名
会 長	茨城県知事
副会長	茨城県議会議長 水戸市長 潮来市長 茨城県副知事
委 員	茨城県市長会会長 茨城県町村会会長 茨城県教育委員会教育長 茨城県警察本部本部長 関東森林管理局 茨城森林管理署署長 (国研)森林研究・整備機構理事長 (公社)茨城県森林・林業協会理事長 茨城県森林組合連合会代表理事会長 茨城県木材協同組合連合会代表理事 茨城県林業種苗協同組合理事長 (公社)茨城県農林振興公社理事長 茨城県認定事業体連絡協議会会長 茨城県林業改良普及協会会長 茨城県緑の少年団育成協議会会長 (一社)日本樹木医会茨城県支部支部長 (一社)茨城県旅行業協会会長 (一社)茨城県バス協会会長 (一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会会長 (一社)茨城県トラック協会会長 J R 東日本水戸支社支社長 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長 茨城県農業協同組合中央会代表理事会長 (公社)茨城県畜産協会会長 茨城沿海地区漁業協同組合連合会代表理事会長 (一社)茨城県観光物産協会会長 茨城県商工会議所連合会会長 茨城県商工会連合会会長 茨城県中小企業団体中央会会長 (一社)茨城県情報サービス産業協会会長 いばらき女将の会会長 日本放送協会水戸放送局局長 (株)茨城新聞社代表取締役社長 (株)茨城放送代表取締役社長 茨城県ケーブルテレビ連絡協議会会長
監 事	茨城県会計管理者